

別表（第2条関係）

補助事業名	フードドライブスタートアップ支援事業
補助事業の目的	新たにフードドライブに取り組む団体に対し、支援を行う。
補助事業の対象となる者	スーパー、地域団体、福祉団体、学校、事業者等
補助事業の対象となる経費	スーパー、地域団体、福祉団体等が、新たにフードドライブに取り組む際の初期経費（広告費、運搬費、ボランティア経費等）
補助率	1 / 2 以内（上限50千円 / 団体）
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	
その他の事項	（主管課 環境政策課）

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	（添付書類） フードドライブスタートアップ支援事業計画書（別紙様式1）
	（指定期日） 別途通知する日
第7条第1項	（軽微な経費配分の変更） 補助事業の対象となる各科目相互間の20%以内の増減
	（軽微な事業内容の変更） 次に掲げる変更以外の変更 ・事業内容の新設、廃止の変更
	（添付書類） フードドライブスタートアップ支援事業計画書（別紙様式1）
	（指定期日） 変更することが決まった後すみやかに
第9条第1項	（報告事項等）
第11条	（添付書類） フードドライブスタートアップ支援事業実績報告書（別紙様式2）、領収書の写し等の支払いが確認できる書類
	（指定期日） 補助事業完了後30日以内、又は令和9年4月9日のいずれか早い日とする
第19条第1項	（処分制限期間）

別紙様式 1

フードドライブスタートアップ支援事業計画書  
(変更計画書)

1 事業内容 (変更内容)

2. 経費区分

(単位：円)

科目	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金申請額

別紙様式 2

フードドライブスタートアップ支援事業実績報告書

1 補助事業実施状況

2. 経費区分

(単位：円)

科目	補助事業に 要した経費	補助対象経費	補助金精算額